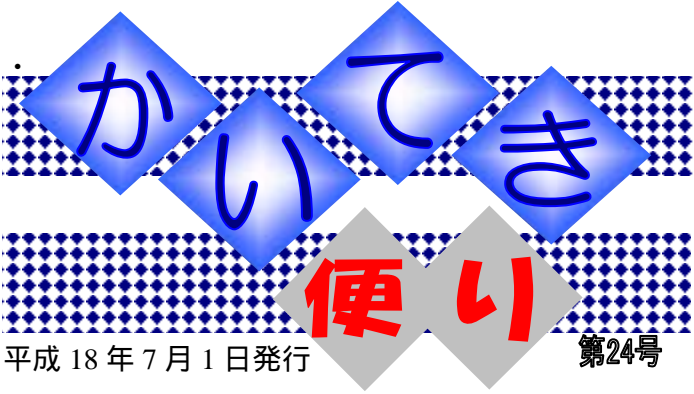


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



平成 18 年 7 月 1 日発行

第24号

<b>INDEX</b>	
<b>最近の動向</b>	「介護給付費審査における審査エラーを紹介し ます」 「指導監査室による集団指導が実施されました」 <b>報酬算定・運営基準のQ&amp;A</b> 「通所サービスの送迎における『通常の実施地 域』とは？」
<b>お知らせ</b>	「『悪質商法から高齢者を守るための出前講座』 を行います」

**介護給付費審査における審査エラーを紹介します**

**最近の動向**

平成 18 年度介護保険制度改正に伴い、東京都国保連合会における介護給付費審査(平成 18 年 5 月提出及び6月提出分)において、請求明細書の作成不備等、多数の審査エラーが発生しました。特に多くみられた算定例を下記のとおり掲載しますので、請求書作成の際にはご注意ください、適正な給付費請求を行っていただきますよう、ご協力ください。

**月額報酬を算定するサービス**

介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション等において、1月単位の定額報酬を算定する場合、請求明細書中の「回数・日数」欄には全て“1”を記載します。

1月間に居室を訪問した日数の合計値を誤って記載している請求明細書が多く見受けられました。

【正しい記載例】

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数・日数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要欄
	予防訪問介護	6 1 1 1 1 1		1	1 2 3 4			

居室を訪問した日の合計値ではなく、“1”を記載します

【誤った記載例】

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数・日数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要欄
	予防訪問介護	6 1 1 1 1 1		3	1 2 3 4			

居室を訪問した日の合計値(この場合は3日)を記載しているため、審査エラー(エラーコード:PG)となります。

**居宅介護支援費**

取扱件数別・介護度別(要介護1・2と要介護3・4・5)の算定に改正されましたが、利用者の介護度に応じたサービスコード及び単位数等で算定していない請求明細書が多く見受けられました。なお、要介護状態区分の変更認定等により、介護度に変更が生じている利用者もいますので、介護保険被保険者証を十分確認の上、正しい介護度に基づき算定、請求してください。

被保険者番号		氏名		サービスコード	4 3 2 2 1 1
公費受給者番号		性別	1.男 2.女	単位数	1 3 0 0
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和	認定有効期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	請求金額	1 3 9 3 6
要介護状態区分	経過的介護・要介護1 2 3 4 5	サービス計画作成依頼届出年月日	平成 年 月 日	摘要	
担当介護支援専門員番号					

利用者の要介護度は「要介護2」であるが、要介護3・4・5に該当するサービスコード及び単位数を記載したため、審査エラー(エラーコード:QF)となります。正しくは サービスコード432111、単位数1000、請求金額10720となります。(取扱件数40件未満、単位数単価10.72円とした場合)

【問い合わせ先】東京都国保連合会介護事務審査課 TEL03(6238)0207

## 指導監査室による集団指導が実施されました

最近の動向

東京都福祉保健局指導監査室では、通所リハビリテーション事業所、介護療養型医療施設及び訪問看護事業所を対象に、指導検査の一環として集団指導を実施しました。この集団指導は「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」に基づき毎年実施しており、今年度も、平成18年度指導実施方針や実施計画、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、介護保険制度の改正内容等について、適切な助言及び指導を行うことを目的に、講習会形式により行われました。また、前年度における主な指摘事例を挙げて、人員基準欠如、計画書の未作成、介護報酬・利用料の不適切な取扱い等について、具体的な事例とともに説明しました。

今回の集団指導では、来賓として、社団法人東京都医師会の玉木一弘理事には全ての回に、社団法人東京都看護協会の森山弘子会長には訪問看護事業所の対象の回に、お越し頂きました。

開会にあたり、水野 眞・指導第三課長は挨拶の中で、「指導監査室は、不正に対する迅速、機動的な対応や、指導検査を通じ、良質な事業者を育成し、東京の福祉改革の基盤づくりを推進していくことを基本に、指導検査に取り組んできた。今回の法令等の改正により、介護保険制度も更に複雑となってきた状況であるが、本日の集団指導の内容や配付資料などを基に、自らのこととして、法令等への理解を深めていただきたい。」と、介護保険制度の適切な運営への協力を求めました。

対象事業所	実施日時	会場	参加事業者数
指定通所リハビリテーション事業所	6月12日(月)	都民ホール	100
指定介護療養型医療施設	6月21日(水)	"	103
指定訪問看護事業所	6月19日(月)・23日(金)	都庁・大会議場	516

指定訪問看護事業所の集団指導は、東京社会保険事務局との共催により実施

【問い合わせ先】指導監査室指導第三課介護機関指導係 TEL 03(5320)4284, 4278

### Q 通所サービスの送迎における「通常の実施地域」とは？ 報酬算定・運営基準のQ&A

A: 4月の制度改正により、送迎サービスについては、基本報酬に包括され、通所サービス事業者は利用者の送迎ニーズに対応するべきこととなりました。ただし、利用者の希望により通常の実施地域外への送迎を行う場合は、別途契約により利用者から費用徴収が可能です。(参考: かいてき便り22号 Q&A)

この「通常の実施地域」とは、事業所指定申請時に都道府県(区市町村)へ届け出た事業の実施地域であり、事業者台帳へ登録されている地域です。事業所が独自に定めた送迎区域などを適用するものではないので、お間違えのないよう、ご注意ください。

### 「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行います

お知らせ

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員など高齢者を支える身近な方々を対象とした講座に講師を派遣します。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、悪質商法の最新の手法や被害発見のポイント、対処方法などについて詳しく説明を行います。

講師派遣期間 平成18年6月20日～平成19年3月15日(土日祝日も実施<12/29～1/3を除く>)

時間 午前10時から午後8時の間で2時間程度

場所 都内で希望する場所に講師が出向きます。

費用 無料

申込受付期間 **平成18年6月6日(火)～平成19年2月15日(木)【先着200回】**

申込方法 区市町村の消費生活センター窓口または「東京の消費生活 HP」からのダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、下記へFAXしてください。

「東京の消費生活HP」[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/new/demae\\_kouza.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/new/demae_kouza.html)

申込・問合せ先 (社)全国消費生活相談員協会

**申込み FAX03-3448-9830 <FAXのみの受付>**

問い合わせ TEL03-5793-7276(午前9時30分～午後5時～金 祝日・年末年始除く)

その他、高齢者の悪質商法被害等について、通報、相談を受け付けるホットラインも設置しております。

「**高齢消費者見守りホットライン**」03-3235-1334(午前9時～午後5時～金 祝日・年末年始除く)

【問い合わせ先】生活文化局消費生活部企画調整課企画調整係 TEL03(5388)3069